

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>現行の改正（案）に基づく、例えば事業報告書に「会社役員の状況」を記載する場合に、保険会社または保険持株会社が提出する申請書等の提出を要しない役員（以下、社外取締役等）に関しては、婚姻前の氏名のみを記載することができないように思われる。</p> <p>社外取締役等が対外使用している婚姻前の氏名の記載を希望することは、代表取締役、会社の常務に従事する取締役または監査役と同様に発生し得ることから、社外取締役等も別紙様式集各様式の氏名記載欄に婚姻前の氏名のみを記載できるような手当てをお願いしたい。</p>	<p>ご指摘のように、銀行や保険会社等において、役員選任届等の対象となる役員等は、「代表する取締役」「常務に従事する取締役」又は「監査役」等に限定されており、それ以外の非常勤の取締役、すなわち社外取締役等については婚姻前の氏名を併記した役員等の選任届出等を提出することを要しないため、役員等の選任届等で一度婚姻前の氏名を併記していることを前提とする原案の改正対象には、含まれません。</p> <p>もともと、これら社外取締役等について、代表取締役や常勤の取締役等と異なる取扱いとなることは必ずしも合理的とは言えないので、社外取締役等選任届等を提出する機会を与えられていない役員についても、婚姻前の氏名を併記した書類が既に提出されている場合には、「常務に従事する取締役」等と同様に、婚姻前の氏名のみを記載できるよう内閣府令別紙様式を修正します。</p> <p>なお、監督指針における様式については、原案の記載に基づき婚姻前の氏名のみを記載できると解釈して差し支えありません。</p>
2	<p>銀行法施行規則別紙様式各号業務報告書における「会社役員の略歴及び自社所有株式」欄に旧姓のみを記載する場合、改正案の「記載上の注意点」に従えば、事前に当該役員につき旧姓が併記されている免許申請書もしくは役員等の選退任に係る届出書の提出が必要となる。</p> <p>一方、常務に従事する取締役に該当しない社外役員は、現行法上、役員等の選退任届出書の対象外であることから、旧姓を併記した申請若しくは届出を行う機会が存在せず、したがって、社外役員のみが旧姓のみの記載の対象外となる。</p> <p>登記事項証明書において当該社外役員について旧姓が併記されている場合、社外役員についても、旧姓のみの記載を許容すべきではないか。</p>	<p>本改正は、婚姻前の氏名を併記した役員選任届等が既に提出されていることを前提に、当庁所管法令において「氏名」の記載を求めている書類のうち、「氏名の真正性・同一性の確認が可能な一定の書類」において、婚姻前の氏名の単記を認めるものです。「氏名の真正性・同一性の確認が可能な一定の書類」とは、具体的には、①業を行うに当たり必要な登録・許可・免許・指定の申請及び届出時の提出書類、②役員等の選解任時等の提出書類、③公衆の縦覧に供する可能性がある書類、のいずれにも当たらない、金融機関等が当庁に提出する書類として、本改正の対象としているものを指します。</p>
3	<p>○ 今般の改正案では、銀行等が、内閣府令及び監督指針の各別紙様式により、貴庁宛てに提出している大半の書類における代表者氏名に旧姓の使用が認められる一方、以下の様式は改正対象として明示されていないことについて、</p> <p>(1) 以下様式も含めて、旧姓使用の対象という理解でよいか、確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第16号に基づく登録金融機関の事業報告書（なお、同じく登録金融機関が提出する同様式第17号【業務又は財産の状況に関する報告書】は改正対象とされている） 	<p>本改正は、婚姻前の氏名を併記した役員選任届等が既に提出されていることを前提に、当庁所管法令において「氏名」の記載を求めている書類のうち、「氏名の真正性・同一性の確認が可能な一定の書類」において、婚姻前の氏名の単記を認めるものです。「氏名の真正性・同一性の確認が可能な一定の書類」とは、具体的には、①業を行うに当たり必要な登録・許可・免許・指定の申請及び届出時の提出書類、②役員等の選解任時等の提出書類、③公衆の縦覧に供する可能性がある書類、のいずれにも当たらない、金融機関等が当庁に提出する書類として、本改正の対象としているものを指します。</p>

<p>・ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則別紙様式第1号・第2号に基づく資産査定等報告書</p> <p>(2) 兼営法施行規則別紙様式第7号・第8号に基づく信託業務報告書は、同別紙様式では代表者氏名の欄はないことから今般の改正案では改正対象として明示されていないが、実務上代表者氏名を記載して提出している(信託協会が会員便宜のため提示しているひな型を参照していることによる)場合に、当該氏名に旧姓の使用を認めないものではないという理解でよいか、確認したい。</p> <p>○ 今般の改正案は、銀行等が貴庁宛てに提出する書類のみを対象としているが、銀行が公告すべき事項(銀行法20条)とされている書類についても、代表者氏名の記載が求められているものがある(中間・期末における貸借対照表等を内容とする銀行法施行規則別紙様式第6号の2・第6号の4に基づく決算公告)。これらの公告においては、当該銀行の法人登記簿上、代表者氏名として旧姓が登記されていれば、人格の同一性特定の問題は生じ得ないことから、代表者氏名を旧姓によって公告することが認められると解してよいか。</p>	<p>従って、公衆の縦覧に供する可能性がある貴見中(1)の書類及び公告の対象となっている書類については、商業登記簿における婚姻前の氏名の併記の有無に関わらず、改正の対象外となります。</p> <p>ただし、貴見中(2)でご指摘のあったような、法定の別紙様式上に任意で記載する氏名については、法制上特別のルールはありませんが、上記の基準①～③等も踏まえつつ、誤解のないよう適正な記載が必要と考えます。</p> <p>なお、本改正で手当てした監督指針別紙様式に基づく書類に関しては、既に婚姻前の氏名を併記した別の書類を提出している場合には、当該書類以外の様式を含め、婚姻前の氏名のみを記載することができます。</p>
<p>4 金融庁へは、名簿の届け出だけでなく、必ず戸籍付住民票と戸籍謄本の同封をして申請すべきである。</p>	<p>ご意見は氏名の真正性を担保する手続規定をおくべきとの趣旨と理解しました。</p> <p>平成28年3月1日付の改正(「金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正」)において、金融機関が新規登録や役員変更の際に婚姻前の氏名を併記する場合、住民票等の提出の必要がある届出等においては「婚姻前の氏名を証する書面」を求めることとしています。</p> <p>今回の改正は、そうした婚姻前の氏名を併記した届出等が既に提出されていることを前提に、氏名の真正性・同一性の確認が可能な一定の書類について婚姻前の氏名の単記を認めるものです。</p> <p>なお、「婚姻前の氏名を証する書面」には、戸籍謄本・抄本、戸籍の記録事項証明書等、婚姻前の氏名が記載されていることが明らかである書面が該当します。</p>

<p>5</p>	<p>まとめて意見を行うが、「婚姻前の氏名」のみの記載は不適切であると考える。</p> <p>「氏名」の記載は義務とし、希望（必要性に基づく場合が多いであろう）がある場合のみ、「婚姻前の氏名」の併記を行わせるのが望ましいはずである。（「婚姻前の氏名」は「氏名」ではないので、「婚姻前の氏名」のみとするのは問題である事であると考える。）</p> <p>意見募集内容については上記の通りであるが、申請様式等においては、法人番号の記載欄を設けてその記載を行わせる事が適切であると考える。</p> <p>（事業者は、おそらくそのためのゴム印等を作成する事になると思われるが（そうすれば記入が迅速容易であり、しかも間違いが無い。）、それにより行政における検索性の向上が行え、また法人についての存在確認やその正当性の確認が容易になり、また行政文書を見た市民にもそれらによる大きな利益がもたらされる事になるので、これは求められる事であると考える。）</p>	<p>本改正は、当庁所管法令において「氏名」の記載を求めている提出書類については、原則として戸籍上の氏名（本名）を記載する必要があるところ、婚姻前の氏名を併記した役員選任届等が既に提出されていることを前提に、「氏名の真正性・同一性の確認が可能な一定の書類」において、婚姻前の氏名の単記を認めるものです。「氏名の真正性・同一性の確認が可能な一定の書類」とは、具体的には、①業を行うに当たり必要な登録・許可・免許・指定の申請及び届出時の提出書類、②役員等の選解任時等の提出書類、③公衆の縦覧に供する可能性がある書類、のいずれにも当たらない、金融機関等が当庁に提出する書類として、本改正の対象としているものを指します。</p> <p>従って、今回の改正対象は、基本的には、一般の閲覧者の目に触れない、金融機関から行政庁に提出される文書のみであり、その範囲で金融機関の女性役員の活躍の後押しを行うものです。</p> <p>法人番号のご指摘については、貴重なご意見として伺います。</p>
<p>6</p>	<p>金融庁の改正案の公表で、昨年3/1に「金融機関の役員に就任した場合の届出に際し、本名とともに旧姓の併記」を可能とし、現在は「提出書類には旧姓のみを使用することを可能とする（昨年12/28公表）」として今回パブリックコメントを募集されているかと思います。また、金融機関は東証等にも、プレスリリースの際に役員氏名を提出しております。よって、書類ごとに氏名の提出の様式が異なってくると各金融機関の実務担当者が混同するかと思います。</p> <p>現在はビジネスを行っていく上で、旧姓を使用出来るか否か社会問題となったりもしているため、金融庁や東証が一体となって、金融機関に対する統一のルール等を策定頂きたいと考えます。</p> <p>現状だと、氏名に関して混同するリスクが出てくるかと思いますが、どの様にお考えでしょうか。また、混同しないためには何か対策等を取ることをお考えでしょうか。上記以外にも決算短信等様々な書類を提出する機会があるかと思いますが、その際にも困惑する懸念があると考えま</p>	<p>本改正は、婚姻前の氏名を併記した役員選任届等が既に提出されていることを前提に、当庁所管法令において「氏名」の記載を求めている書類のうち、「氏名の真正性・同一性の確認が可能な一定の書類」において、婚姻前の氏名の単記を認めるものであり、それ以外の書類についての取扱いを変更するものではありません。</p> <p>「氏名の真正性・同一性の確認が可能な一定の書類」とは、具体的には、①業を行うに当たり必要な登録・許可・免許・指定の申請及び届出時の提出書類、②役員等の選解任時等の提出書類、③公衆の縦覧に供する可能性がある書類、のいずれにも当たらない、金融機関等が当庁に提出する書類として、本改正の対象としているものを指します。</p> <p>例えば、金融商品取引法第24条の規定に基づき内閣総理大臣に提出される有価証券報告書や、同法第46条の3第1項に規定する事業報告書、同法第46条の4に規定する説明書類等の公衆の縦覧に供されうる書類についても、本改正の対象とはしていません。</p> <p>また、離婚、離縁、養子縁組等により氏を改めた場</p>

	<p>す。ご意見を頂戴できればと思います。</p>	<p>合は、平成 28 年 3 月の改正と同様の理由により、本改正の対象とはしてありませんが、戸籍法において定められている届出をすることにより、離婚又は離縁する前の氏を称することができるため、当該氏による届出等を行うことができます。</p>
<p>7</p>	<p>登録申請書の「役員及び重要な使用人」に婚姻前の氏名を併記したか否かに関わらず、直接貴庁へ提出するものではない以下の社内外の文書には婚姻前の氏名のみを記載することとしても貴庁がこれを問題としないことを念のため確認させていただきたい。</p> <p>（(1)の例として、登録申請書には婚姻後の氏名のみを記載するが、名刺は婚姻前の氏名のみを記載して婚姻前の氏名で活動する。）</p> <p>(1)名刺</p> <p>(2)人事異動に関する社内の通達文</p> <p>(3)決算短信・プレスリリース等で記載する担当者の個人名</p> <p>(4)契約書の会社代表者名</p> <p>(5)プレスリリース内の記事の個人名（役社員の人事異動を含む）</p> <p>(6)会社案内に記載する個人名</p> <p>(7)業務および財産の状況に関する説明書内で使用する役社員の個人名</p> <p>(8)有価証券報告書内で使用する役社員の個人名</p> <p>また、平成 28 年 3 月 1 日公表の回答 No. 9、10にかかわらず、上記(1)から(8)のようなものについては、離婚、離縁、養子縁組その他の婚姻以外の理由で氏名を変更している場合での旧姓の使用が可能であることもあわせて確認させていただきたい。</p>	<p>合は、平成 28 年 3 月の改正と同様の理由により、本改正の対象とはしてありませんが、戸籍法において定められている届出をすることにより、離婚又は離縁する前の氏を称することができるため、当該氏による届出等を行うことができます。</p>